

2018年11月14日

第三国定住による難民の受入れの拡大に対する意見

全国難民弁護団連絡会議
代表 渡邊彰悟

日本政府の難民対策連絡調整会議は、2018年10月22日、「第三国定住による難民受入れ事業の拡大等に係る検討会」の設置を決定した。報道によれば、この検討会においては、現行の毎年約30人の受入れ人数の倍増が視野に入れられているほか、ミャンマー（ビルマ）難民に限定した対象国の拡大も検討する予定であるとされている。

当会議は、政府が第三国定住による難民受入れの人数及び対象国の拡大に向けた議論を開始したことを歓迎する一方、国際的な保護を必要としている難民のうちごく一部の難民しか第三国に定住できていないという現状に照らせば、現行の受入れ人数を60人前後に拡大した程度では、日本政府が行うべき第三国定住による難民受入れとして不十分であるといわざるを得ない。

また、当会議も加盟するなんみんフォーラム（FRJ）が2014年2月に発表した「第三国定住難民受入れ事業に関する提言」で指摘したとおり、現行の第三国定住事業においては、保護を基準としない「選定基準」、関係者間の連携や情報共有の不足、自治体等への予算措置の未整備、早急すぎる経済的自立の要請、子どもや女性の支援や個別ニーズへの対応の欠如、目標設定と評価基準の曖昧さ等の課題があり、また、第三国定住による難民のみならず、難民認定制度による難民を含めた、難民に対する総合的な支援体制の確保を先行させることが必要不可欠である。

その一方、日本に入国した難民認定申請者に対する難民認定制度の現状を見るに、2017年に一次審査で難民と認定された者は19名、不服申立手続で難民と認定された者はわずか1名と難民認定数が極めて少ない状況が続いており、難民と認定されなかった者の多くが長期間にわたり収容されている状況にある。この背景として、日本は、諸外国に比較しても難民として認めるべき基準を著しく高く設定し、極めて狭い範囲でしか難民を保護しないことが挙げられてきたが、このことは、いわゆる「アラブの春」以降にシリアで反政府活動に参加した者ですらも難民と認められないとした近時の東京地裁及び東京高裁の判決にも表れている。第三国定住による難民を受け入れ数のみ増やしても、既に日本に逃れてきて庇護を求める者の保護を拒絶したままでは、難民受け入れの国際的な責務を果たすことにはならないであろう。

以上のとおり、当会議は、第三国定住による難民の受入れの拡大を検討するに当たっては、包括的な難民の受入れ制度全体に関する支援体制の確立を併せて検討するよう求めるとともに、これに先立ち、難民認定制度を、日本に既に来ており、私たちの目の前で保護を求めている申請者を国際的基準に沿って適切に保護を行うことに主眼を置いて運用するよう、強く求めるものである。

以 上